

## 環境省行政効率化推進計画等の取組実績

### 1. 公用車の効率化

(今後の取組計画)

- 保有する公用車（運転手付で専ら人の移動用の庁用乗用自動車）について、業務の必要性を考慮し、職員運転手の最低限の人員を確保しつつ、稼働率の向上、公共交通機関の活用、通勤時の送迎の縮減を推進することにより、平成25年度までに4台削減する。

また、職員運転手は待機時間に他の業務（車両管理その他の現業的業務、事務の補助的業務等）に従事することとし、人材の有効活用を図る。（平成19年度以降）

引き続き、効率的な運用を図るとともに、計画に基づく台数削減を行う。具体的には、平成21年度に1台、平成22年度に1台、平成23年度に1台、平成25年度に1台。合計4台の削減予定。

- これまでの効率化の取組についても、引き続き推進する。（引き続き実施）

引き続き、効率化の取組を図る。

## 2. 公共調達効率化

(今後の取組計画)

(1) 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充等

- 公共調達について、適切な入札参加資格を設定するとともに適正な履行の確保に配慮しつつ、一般競争入札による調達を逐次拡大する。一般競争入札による調達の割合（競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合）を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。（引き続き実施）

平成 18 年度の一般競争入札の割合を含めた調達全体の実施状況については、環境省HPで公表している。また、平成 18 年 10 月以降は、随時一般競争入札の実施状況を公表しているところ。

(<http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/tekisei/index.html>)

- 予定価格が 2 億円以上の公共工事については、工事目的物の有する特殊性に鑑み一般競争方式に適さないものを除いて、一般競争方式によることとし、平成 19 年度当初から、できる限り速やかにその拡大を図る。また、予定価格が 2 億円未満の公共工事についても、不良・不適格業者の排除や事務量増大の抑制等の措置を講じつつ、できる限り一般競争方式の導入に努める。（引き続き実施）

平成 19 年度における公共工事（競争競争方式）の実績

(H19. 12. 31 現在)

予定価格が 2 億円以上の工事

一般競争方式：1 件 (0.7%)、229 百万円 (7.9%)

一般競争方式以外の全ての競争方式：

0 件 (0.0%)、0 百万円 (0.0%)

予定価格が 2 億円未満の工事

一般競争方式：114 件 (73.0%)、1,959 百万円 (66.7%)

一般競争方式以外の全ての競争方式：

41 件 (26.3%)、747 百万円 (25.4%)

- 技術的な工夫の余地がある公共工事（小規模な工事を除く。）について、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を拡充することとし、評価基準や実施要領の整備等円滑な実施に必要な措置を講じつつ、平成18年度中に定めた当面の目標となる総合評価実施割合を踏まえ、平成19年度当初から、できる限り速やかにその拡大を図る。（平成19年度以降）

平成19年度中に定めた当面の目標となる総合評価実施割合  
発注工事の20%（金額ベース）

平成19年度における実施状況（H19.12.31現在）  
6件（3.8%）、476百万円（16.2%）

- 公共調達のうち、公共工事以外の入札を実施する場合には、原則として、一般競争入札によることとする。（引き続き実施）

原則として、一般競争入札によるよう努めている。

- 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により落札者の公示等が義務付けられている特定調達契約以外の入札に関しても、随意契約による場合に準じてホームページによる情報の公表に努めるものとする。（引き続き実施）

特定調達契約以外の入札に関する落札者の公示についても、随意契約により場合に準じて、環境省HPにおいて情報の公表している。  
(<http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/tekisei/index.html>)

- 建設設計の契約相手を決めるに当たっては、原則として、プロポーザル方式を採用し、建築設計者に環境配慮を求めることとする。（平成19年度以降）

環境配慮契約法（平成19年法律第56条）に基づき定められた基本方針（平成19年12月7日閣議決定）及びその解説資料において、建築物の建設等における環境配慮型プロポーザル方式の手続等が定められたところであり、今後、当該基本方針等に基づき、環境省においても環境配慮型プロポーザル方式を採用する予定である。

## (2) 適切な競争参加資格の設定等

- 民間部門からの受注実績も一般競争等において競争参加資格における過去の実績として引き続き適切に評価する。(引き続き実施)

平成 20 年度においても、民間部門からの受注実績を適切に評価するよう引き続き努める。

- 調達物の仕様を設定するに当たっては、必要最小限の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加することができないこととなることのないよう一層徹底する。(引き続き実施)

調達物の仕様を設定するに当たっては、調達目的を達成するために必要な最低限の性能・機能を定めるにとどめ、極力限られた業者しか入札に参加することができないことのないよう、引き続き配慮する。

## (3) 予定価格の適正な設定

- 取引実例に係る市場調査をインターネットなどを活用し幅広く行い、予定価格のより適正な設定に引き続き努める。(引き続き実施)

予定価格の設定に当たって市場調査を行う際には、インターネット等を活用するなど、引き続き適正な価格設定に努めているところ。

(4) 随意契約の適正な運用等

- 随意契約については、「随意契約見直し計画（平成19年1月改定）」に従って、真にやむを得ないもの以外は、一般競争入札等に移行することとする。（引き続き実施）

平成19年1月の「随意契約見直し計画（改定）」の内容  
競争性のない随意契約 223億円 → 46億円  
(▲177億円、79%減)

計画作成後の随意契約の適正化の実施状況（H19.9.30現在）

競争入札

502件（35%）、 6,305,924千円（17%）

企画競争・公募

447件（30%）、 15,279,171千円（42%）

競争性のない随意契約

503件（35%）、 14,705,385千円（41%）

随意契約見直しに伴う平成20年度予算における削減効果

▲333,385千円

<主な具体例>

- ・環境情報システムの運用・整備について、従来随意契約により行っていたが、平成19年度より一般競争入札を実施。その執行実績を反映した結果、経費を節減。

平成20年度予算における削減効果 ▲210,472千円

「随意契約の適正化の一層の推進について（平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）」に基づき、環境省（地方環境事務所等を含む。）が発注する物品・役務等について監視する第三者機関を同年11月30日に設置。平成20年2月1日に第1回会合を開催。

※環境省（地方環境事務所等を含む。）が発注する公共工事について監視する第三者機関は、平成14年4月に既に設置済み。

- 少額随意契約以外の随意契約案件について、環境省HPにおいて、契約の相手方、契約金額、随契理由等をまとめて公表する。特に、契約の相手方が所管公益法人等であるものについて、随意契約によることとした理由を具体的かつ詳細に記載するものとする。また、少額随契による場合においても、見積合せを行うなど競争的手法の導入に努める。（引き続き実施）

少額随意契約以外の随意契約案件については、環境省HPで既に公表している。

(<http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/tekisei/index.html>)

- 内部監査において、随意契約の重点的監査を実施する。（引き続き実施）

内部監査の実施に当たり、随意契約としたものについて、適正であるか、効率的執行であるか等、金額の多寡によらず重点的監査を引き続き実施している。

(5) 落札率 1 事案への対応等

- 公共調達（予定価格を含め当該契約に関する情報を開示することが適当でないと認めたものを除く。）について、落札率を一覧表にして公表する。なお、公表において、一般競争入札及び指名競争入札の別を明らかにする。（引き続き実施）

環境省HPにおいて、一般競争入札及び指名競争入札に係る契約情報として、落札率についても、予定価格を含め当該契約に関する情報を開示することが適当でないと認められるものを除き、公表している。

(<http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/tekisei/index.html>)

- 取引事例に係る市場調査をインターネットなどを活用して幅広く行い、市場価格を適切に把握して予定価格のより適正な設定に引き続き努める。（引き続き実施）

平成 20 年度も引き続き市場における取引事例価格をインターネットなどを活用して幅広く調査し、引き続き適正な予定価格の設定に努める。

- 参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積の比較、取引実例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に引き続き努める。（引き続き実施）

平成 20 年度も適正な予定価格の設定に引き続き努める。

- 調達物の仕様を設定するに当たっては、必要最小限の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加することができないこととなることのないよう一層徹底する。（引き続き実施）

調達物の仕様を設定するに当たっては、調達目的を達成するために必要な最低限の性能・機能を定めるにとどめ、極力限られた業者しか入札に参加することができないことのないよう、引き続き配慮する。

- 再度入札を繰り返すことは可能な限り避け、落札者がいない場合にはなるべく再度公告入札を行う。（引き続き実施）

引き続き、再度入札を繰り返すことは避け、再度公告入札を行うこととしている。

(6) 国庫債務負担行為の活用

- コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。(引き続き実施)

物品のリース契約等において、単年度契約に比し、合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年度契約を活用する。

- 複数年度にわたる情報システムの開発等について、原則として国庫債務負担行為による複数年契約により実施することとする。(引き続き実施)

平成 20 年度において複数年度にわたる情報システムの開発等を行う場合にあっては、国庫債務負担行為による複数年度契約により実施することとしている。

(7) その他

- 徹底した仕様の見直し・合理化によるコスト削減を図る。(過剰仕様の見直し) (引き続き実施)

引き続き、必要最小限の仕様、規格等の指定にとどめ、経済的、効率的な調達を図る。

○ 電子入札システムの活用を引き続き図る。（引き続き実施）

平成 17 年度までに電子入札開札システムが地方環境事務所でも使用できるようになったことを受け、引き続き電子入札開札システムの活用を図る。

○ 電話料金の割引制度の活用を引き続き図る。（引き続き実施）

電話料金の低減を図るため、20 年度においても割引制度を引き続き活用している。

○ 事務用品の一括購入を推進する。（引き続き実施）

引き続き、事務用品の一括購入を推進することにより、コストの削減に努める。

○ 電力供給契約の入札を実施する（その際、省CO2化の要素の考慮を計る）。（引き続き実施）

管理官庁において、省CO2化の要素を考慮した入札を実施している。

- 庁舎の光熱水費を削減するため、他の先進的事例を参考に、E S C O事業導入の検討等を進める。（引き続き実施）

引き続き、E S C O事業の導入について、検討している。

- 競争入札の方法による契約についても、再委託の承認等必要な措置をとるなど、その適正な履行の確保に努める。（引き続き実施）

再委託の承認等の手続について定め、契約の適正な履行確保に努めている。

- 適正に物品管理を行う観点から、必要に応じ物品の現状把握を行い、物品管理簿等の帳簿への記録を適正に行うとともに、各省庁における各庁舎単位での不用物品に係る情報の共有化を図り、不用物品が生じた場合には、速やかに管理換や分類換による有効活用の検討を行い、有効活用の途がないものについては、売払いや廃棄などの処分の方針を決定する。（引き続き実施）

不用物品については、引き続き使用可能なものについては管理換等の手続を行い、破損等により有効活用出来ないものについては廃棄等の手続をとるようにしている。

- 庁舎の維持・管理に係る役務契約において、同業種の複数の相手との随意契約を一括することにより一般競争入札に付することができるものについては一括し、一般競争入札に付すように徹底する。（引き続き実施）

引き続き、一般競争入札に付すように徹底する。

- 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約に関し、次の取組を行う。（引き続き実施）
  - ・ 合同庁舎の共通部分と専用部分の維持・管理に共通する役務又は物品について、共用部分については合同庁舎の管理署が、専用部分については入居官署がそれぞれ調達している場合には、合同庁舎の管理官署及び入居官署は、共通部分と専用部分の当該役務又は備品の一括調達を推進する。
  - ・ 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約については、一官署が代表して契約を行ったり、各官署が割り振られた契約のみを行うなど、各入居官署がそれぞれ契約や支払に係る業務を行わないで済むよう事務の省力化方策について検討する。
  - ・ 合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、関係省庁において検討することとする。

各種の役務、物品等が一括調達できるように関係省庁と検討していく。

- 地方支部分局等における調達事務の上部機関への集約化を推進する。  
(引き続き実施)

地方支部分局等の契約実績について、調達情報を随時本省へ報告させることにより、集約化を図っている。

- 官庁営繕に関して、価格だけでなく環境に配慮した施工技術や工事自体の品質を含めた総合評価落札方式や、工事成績を反映した優れた企業による競争の推進を図るための工事成績評定等の標準化・統一化等について検討を行うこととする。(平成19年度以降)

総合評価落札方式については、すでに導入済みである。また、工事成績評定については、工事成績が一定以下の工事については過去の工事成績を競争参加資格へ適切に反映させるように努めていく。

- 公共工事以外の公共調達について、不自然な入札結果の事後的・統計的分析を行う。(引き続き実施)

不自然な入札結果が見られた事案はなかったが、引き続き入札結果について事後的・統計的分析を行う。

- 環境省の組織令等に基づき、会計の監査を行う際に、年度末の予算執行状況について内部監査を重点的に行うこととする。（引き続き実施）

内部監査の実施にあたり、年度末に不要不急の予算執行が行われていないか重点的に監査を実施している。

### 3. 公共事業のコスト縮減

(今後の取組計画)

- 環境省直轄事業について、引き続き、新行動計画（自然公園等事業費用縮減新行動計画）及び、構造改革プログラムに基づき、コスト縮減を図ることとし、事業の執行にあっては、各担当者がコスト意識を持って取り組むことが重要であるため、コスト意識の高揚に努めることとしている。なお、整備にあたっては、全般としての太陽光・風力等自然エネルギーの活用による維持管理費の縮減を推進するとともに、地域住民・関係団体等が計画段階から参加することによる事業の迅速化を図り、諸経費の縮減に努め、個々の事業については、ビジターセンター展示用照明設備の汎用品の使用及び、歩道の手摺り・防護柵等への間伐材の使用等による資・機材費の縮減等について積極的に取り組んでいきたい。（平成15年度から5年間）

【行政コスト削減に関する取組】

自然公園等事業（直轄事業）の平成20年度予算案

11,401,000千円

平成20年度実施予定

- ・ビジターセンター等において太陽光などの自然エネルギーの採用
- ・ビジターセンター等において汎用品照明器具の採用
- ・歩道の手摺り・防護柵等への間伐材の使用 等

この取組みによる平成15年度から19年度までの目標縮減率

平成14年度に比較し▲15%

参考：平成18年度コスト縮減実績額

▲69,000千円(▲6.9%)

また、次の事項についても検討の上、推進を図ることとする。

- 価格だけでなく技術や品質を含めた競争の促進を図ること。特に、入札にかかる総合評価方式の実施に関する目標値を定めて、総合評価方式を採用すること。(引き続き実施)

小規模工事が主であるが、技術的な工夫の余地がある工事に総合評価方式を導入し、平成 20 年度には、2 割（金額ベース）の実施を目標とする。

- 国土交通省作成の総合評価方式事例集を活用するなどにより、総合評価方式に関する情報の普及を図ること。(引き続き実施)

総合評価方式に係る先進的取組事例として、国土交通省作成の事例集を活用するなど、総合評価方式に関する情報の普及を図る。

- 工事成績が一定以下の業者について競争資格を認めない措置を導入する等過去の成績を適切に反映させること。(平成 19 年度以降)

工事成績が一定以下の工事については、実績として認めない措置を導入し、過去の工事成績を競争参加資格へ適切に反映させるように努める。(引き続き実施)

- 優れた企業による競争を推進するため、工事成績データベースを活用すること。(平成19年度以降)

工事成績データベースを活用し、優れた企業による競争の推進に努めていく。

- VE方式・設計施工一括方式等を活用すること。特に、入札時VEの実施に関する目標値を定めて、入札時VEを採用すること。(平成20年度以降)

予算規模、組織体制等を考慮しつつ、採用について検討を行う。

- 大規模かつ技術的難易度の高い工事において、入札後契約前VEを実施すること。(平成20年度以降)

大規模かつ技術的難易度の高い工事は、予定(該当)がない。

- 資材単価等の積み上げによる積算ではなく、契約実績に基づき、工種別に単価設定を行う「ユニットプライス型積算方式」を試行すること。（平成20年度以降）

予算規模、組織体制等を考慮しつつ、試行の可能性について検討を行う。

- 建築設計の契約相手を決めるに当たっては、原則として、プロポーザル方式を採用し、建設設計者に環境配慮を求めること。（平成19年度以降）

環境配慮契約法（平成19年法律第56条）に基づき定められた基本方針（平成19年12月7日閣議決定）及びその解説資料において、建築物の建設等における環境配慮型プロポーザル方式の手続等が定められたところであり、今後、当該基本方針等に基づき、環境省においても環境配慮型プロポーザル方式を採用する予定である。

#### 4. 電子政府関係の効率化

(今後の取組計画)

(1) 業務・システムの最適化と行政組織等の減量・効率化

- 環境省ネットワーク（共通システム）最適化計画に基づき、環境省が保有する複数のネットワークを統合・集約するとともに運用業務の一元化を行う。（平成19年度以降）

平成20年度予算における削減効果	▲233,923千円
この取組による平成23年度までの削減見込額	▲356,223千円

- 霞ヶ関WAN及び政府認証基盤（共通システム）の最適化計画（平成17年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、環境省認証局を新たに構築される政府共用認証局に一元化すること等により、業務の簡素化・集約化を図る。（引き続き実施）

平成20年9月末までに政府共用認証局へ移行すると共に、環境省認証局を廃止する予定。

平成20年度予算における削減効果	▲5,546千円
------------------	----------

- 環境省電子政府構築計画（平成15年7月17日環境省環境情報管理委員会決定）に基づき、環境省所管の申請・届出等手続の簡素化・合理化を行うとともに、電子申請・届出システムの利用の拡大に向けて、広報の充実や関係各方面への協力依頼を進める。（引き続き実施）

（取組み開始年度）92,100千円（16年度）→102,492千円（17年度）  
→66,112千円（18年度）→66,112千円（19年度）

平成20年度予算への反映額 20,154千円

- 電子決裁システムの利用促進、文書の電子化を一層の推進等により事務の効率化を図る（引き続き実施）

電子決裁システムの利用状況（電子起案の件数）  
平成15年度：4,672件 → 平成18年度：8,877件

- 人事・給与等の内部管理業務について、人事・給与等業務・システム最適化計画の見直しを踏まえ、効率化措置等を定めた合理化計画を策定する。（可能な限り早期に策定）

全省庁統一仕様の人事・給与等業務システムは平成23年度の本番稼働に向けてシステム開発中であり、今後のシステム開発の状況を踏まえ、合理化計画を検討していきたい。

- 人事・給与等の内部管理業務について、人事・給与等業務・システム最適化計画の見直しを踏まえ、当該システムの導入を図る。（可能な限り早期に導入）

平成 22 年度の全省庁がシステム導入に向けて引き続き検討している。  
平成 20 年度において内部管理業務に係る定員を 1 人合理化する。

## （２）国家公務員給与の全額振込化

- 引き続き国家公務員給与の全額振込化について、堅持する。（引き続き実施）

引き続き、給与の全額振込を堅持する。

## （３）その他の効率化

- 法規集等については、費用対効果等も勘案し、電子化されている CD-ROM 等の導入を図り、行政のペーパーレス化（電子化）に資するものとする。（引き続き実施）

一部の法規集については CD-ROM を導入した。今後も引き続き、法制関係事務との関係を勘案しながら CD-ROM 等の導入を検討していく。

## 5. アウトソーシング

(今後の取組計画)

- 公用車の運転業務については、今後も職員の運転手の定年退職に際し、職員運転手の最低限の人員を確保しつつ、必要に応じて民間委託により実施予定。(引き続き実施)

引き続き、職員運転手の最低限の人数を確保しつつ、必要に応じて民間委託を実施していく。

- 現在進められている全府省共通の予算執行等管理システムの開発と合わせて、旅費計算業務の外部委託化に取り組むこととされているところであり、この方針の確定を踏まえ、環境省においても対応することとしている。(平成19年度以降)

予算執行等管理システムの開発の状況に応じて、引き続き検討していく。

- 広報業務・研修業務(語学研修を除く)については、今後さらに、効率的な民間委託について検討。(引き続き実施)

引き続き外部委託の実施可能性について検討していく。

- 既に民間委託にて実施している電話交換等業務、国民公園管理運営業務、新聞記事のクリッピング業務、国家試験運営業務については、引き続き民間委託での効率的運用を図る。（引き続き実施）  
【行政コスト削減に関する取組】

63,329 千円（19 年度）	→	61,639 千円（20 年度）	
			（ 2.7%）
平成 20 年度予算における削減効果			1,690 千円

- ・ 環境本省の庁舎管理業務は、一部を除き、合同庁舎第 5 号館の管理官庁である厚生労働省とともに、引き続き民間委託等により実施する。また、環境省の施設等機関である環境調査研修所の庁舎管理についても、引き続き民間委託により効率的運用を図る。  
20 年度予算案：26,162 千円（警備業務）  
21,995 千円（機械設備運営等経費）
- ・ 環境本省の電話交換業務については、完全な民間委託により引き続き実施している。なお、今後新たに生じる業務についても効率的運用を図る観点から、原則として民間委託の検討をすることとしている。  
20 年度予算案：13,482 千円（電話交換業務）

- 発送先の多いものについての梱包、発送は民間委託により実施。（引き続き実施）

引き続き、民間委託での効率的運用を図る。

- 国際会議、審議会等の会議運営業務における事前準備、速記録作成、通訳等定型的業務については、必要に応じ、民間委託を推進する。  
(引き続き実施)

引き続き、国際会議や審議会等の会議運営業務において事前準備や速記録作成、通訳等について、必要に応じて民間委託を推進する。

- 地方支部分局等地方施設における清掃、警備等の業務について、必要に応じ、民間委託を検討する。(引き続き実施)

引き続き、貸借施設等において、必要に応じて民間委託を図る。

## 6. IP電話の導入等通信費の削減

(今後の取組計画)

- IP系サービスの事故などが発生する中、各通信会社の対応状況等を踏まえながら、導入時期を再度検討する。(平成20年度以降)  
【行政コスト削減に関する取組】

IP系サービスの事故などが発生する中、安全面・信頼面などで万全を期すため、IP電話を含むネットワークの安全性・信頼性について審議している総務省の情報通信審議会の答申及び当該答申に基づく各通信会社等の対応状況を踏まえながら、中央合同庁舎第5号館の管理官庁である厚生労働省等と調整をしつつ、導入時期を再度検討する。

## 7. 統計調査の合理化

(今後の取組計画)

- 今後とも現在実施している統計調査の結果等については環境省ホームページ等を活用した公表を継続する。(引き続き実施)

統計調査の結果等については環境省ホームページ等を活用した公表を実施してきており、今後も引き続き実施。  
統計調査結果等は平成16年度から運用を開始した環境情報総合データベースを活用しデータベース化の推進に努める。  
(<http://www.env.go.jp/doc/>)

- 今後とも現在実施している統計事務のアウトソーシングを継続する。(引き続き実施)

これまでも多くの統計調査において調査票の発送・収集、集計等の事務についてアウトソーシングを実施しており、今後も引き続き実施することとしている。

- 統計調査等業務の業務・システム最適化計画(平成18年3月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、各府省共同利用型システム(本格運用:平成20年度~)の導入を始めとした効率化を進める。(平成19年度以降)

一部の統計調査において、業務の効率化及び調査客体の負担軽減を図るため、各府省共同利用型システムのオンライン調査システムの導入を検討している。

## 8. 国民との定期的な連絡等に関する効率化

(今後の取組)

- 簡易書留で配達している郵便物を、支障のない限り配達記録に変更する。(平成19年度以降)

郵便物の内容を考慮しながら、支障のない限り配達記録を活用する。

- 信書以外の郵便物についてメール便等を活用する。(平成19年度以降)

適宜内容等をふまえ、効率的な発送方法の活用に努める。

- 冊子小包郵便や大口発送による特別料金等の割引制度を活用する。(引き続き実施)

引き続き、割引制度を活用する。

- 書式の簡略等により、可能な限り封筒から葉書へ変更する。（引き続き実施）

通信内容に配慮しつつ、引き続き積極的に変更するよう努める。

## 9. 出張旅費の効率化

（今後の取組計画）

- 出張により航空機を利用するに際しては、割引制度の情報の収集に努め、特に事情がある場合を除き、原則、割引航空運賃を利用することとし、省内に周知徹底し、効率的な出張旅費の使用を図る。（引き続き実施）

引き続き、効率的な出張旅費の使用を図る。

211,330 千円（割引運賃適用前）→197,586 千円（適用後）  
平成 20 年度予算における削減効果 ▲13,744 千円

- 現在進められている全府省共通の予算執行等管理システムの開発と合わせて、旅費計算業務の外部委託化に取り組むこととされているところであり、この方針の確定を踏まえ、環境省においても対応することとしている。（平成 20 年度以降）

予算執行等管理システムの開発の状況に応じて、引き続き検討している。

- 引き続き出張における、ディスカウントチケット、パック料金、その他割引制度の活用促進を図る。（引き続き実施）

出張の際には、特に事情がある場合を除き、パック商品又は特別割引料金を利用するよう周知している。今後とも引き続き実施する。

- テレビミーティング等の活用による出張旅費の削減について検討する。（平成19年度以降）

引き続き、将来の導入に向けて、実効性・実施可能性・予算措置について検討している。

- 出張を行う際には、最も経済的な経路の情報の収集が行えるよう、管理・チェックの体制を整えること。（引き続き実施）

引き続き、管理・チェック体制を整え、実施を図る。

- 職員に対する旅費の支給方法について、事務の省力化及び事故防止の観点から、原則として口座振り込みにより支払いをしている。（引き続き実施）

引き続き、原則として口座振り込みとする。

## 10. 交際費等の効率化

(今後の取組計画)

- 部外者に対し、儀礼的、社交的な意味で支出するという趣旨を徹底し、かつ、職務関連性を一層厳しく確認の上、使用するものとする。  
(引き続き実施)

平成 20 年度予算における削減効果

▲381 千円

- 職員に対する福利厚生については、共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、引き続き適切な水準となるよう努める。  
(引き続き実施)

共済組合との連携により、引き続き適切な水準となるよう努めている。

## 11. 国の広報印刷物への広告掲載

(今後の取組計画)

- パンフレット、「動物愛護管理法のあらまし」(仮称)の中に広告欄を確保し、広告収入を得ること等により、行政の効率化を図ることとしている。(平成 19 年度中)

平成 17 年度においては広報印刷物「外来生物法」、平成 18 年度においては広報印刷物「動物愛護管理法のあらまし」について、入札を行ったが、応札がなかったことから広告掲載には至らなかった。平成 19 年度においては、上記取組計画に基づき引き続き実施。

## 1 2. 環境にも配慮したエネルギー・資源使用の効率化

### (1) 環境マネジメントシステムの実施

#### (今後の取組計画)

- 環境マネジメントシステムの継続的实施を図る。また、環境基本計画の点検等を活用して、政府全体で環境マネジメントシステムが効果的・継続的に実施されているかを点検する。(引き続き実施)

#### 【行政コスト削減に関する取組】

引き続き、同システムの継続的实施を図る。

### (2) エネルギー使用量の抑制

#### (今後の取組計画)

- 冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度に冷暖房温度の適正管理(暖房の原則停止等を含む)を徹底する。(引き続き実施)

引き続き、冷暖房温度の適正管理の徹底と夏季の軽装の励行について周知徹底を図る。

- クールビズ、ウォームビズの励行について、引き続き実施するとともに、より一層の周知徹底を図り、業務の効率化を進める。(引き続き実施)

引き続き、クールビズ、ウォームビズの励行の一層の周知徹底を図る。

- 20時以降の執務室の消灯及び、OA機器、照明のスイッチの適正管理、簡易ESCO診断等により、エネルギー使用量の抑制を図る。  
(引き続き実施)

引き続き、適正管理を行い、エネルギー使用の抑制の継続を図る。

- 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成19年3月30日閣議決定)等に基づき、また、「各省等の実施している温暖化対策取組事例集」(環境省とりまとめ)等を踏まえ、エネルギー・資源使用の効率化を図る。(引き続き実施)

引き続き、二重窓の設置等を行い、エネルギー・資源使用の効率化を図る。

- 庁舎の使用電力購入等に際しても公共調達効率化を図る。その際、省CO2化の要素を考慮した方式について、既に一部で導入している裾切り方式一層の活用促進を図るとともに、総合評価落札方式の検討を進める。(引き続き実施)

引き続き、使用電力等の購入について、裾切り方式の活用促進を図る。

- 輸配送の公共調達の際には、エネルギー効率等を鑑み、一定以上の管理を実施している業者を採択し、エネルギー・資源使用の効率化を図る。また、庁舎管理等についても同様に一定以上の管理を実施することとしているが、今後更に範囲を広げ、効率的なエネルギーの使用等、環境に配慮した役務の推進に努める。（引き続き実施）

引き続き、効率的なエネルギーの使用等、環境に配慮した役務の推進に努める。

### （３）資源の節約

- 廃棄物の量を減らすため、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の３Rを引き続き進める。とりわけ、用紙の使用量については、次の対応等を実行し、更なる削減に努める。（引き続き実施）

- ・ 情報伝達・情報保存・意思決定という、紙を必要とする主要な業務プロセスについて、目的と照らして必要な紙使用となるよう、最適化に努める。
- ・ 紙での配布から電子媒体での配布及び、紙での保存から電子媒体での保存の実施。
- ・ 裏紙のリユース使用の一層の徹底。

引き続き、３Rの実施と用紙使用量の削減を図る。

- 環境省内の備品の有効活用をさらに一層進めるため、中古備品のリストを作成し、電子掲示板に掲載して情報を共有することで、備品のリユース・コスト削減を進める。（引き続き実施）

既に中古備品リストを作成し、電子掲示板に掲載しているところ。

- 必要に応じて節水コマを取り付ける等により節水を推進する。

節水対策については、既にセンサー式自動水栓を設置し推進しているところであるが、さらなる節水対策として、必要に応じ、節水コマを取り付ける等により推進を図る。

- 業務を効率的に、かつ環境保全上適正に行うため、適正なファイリング、会議における紙の使用量の削減、電子決済の推進などにより環境省のオフィスのクリーン化を進める。（引き続き実施）

SEABIS（予算管理等執行システム）及び電子契約システムの施行により、契約及び備品購入等の電子決済が推進される見込み。引き続き、環境省のオフィスのクリーン化を推進する。

### 13. その他

(1) 環境省担当部署一覧（環境省タウンページ）の作成  
（今後の取組計画）

○ 今後の新規事業に併せて、随時、更新を図る。

- ・ 予算計上なし。
- ・ 上記取組計画に基づき引き続き実施。  
(平成20年1月1日付で更新中)  
(平成19年8月1日付で更新済み)

(2) 環境省行政効率化計画のフォローアップ

○ 政府全体のフォローアップに当たって、環境効率性の観点も含めたフォローアップを行うことができるよう、その手法の在り方について検討を始める。(平成19年度以降)

環境省行政効率化推進会議等において、フォローアップの手法の在り方について検討を開始したところであり、引き続き検討していく。